

判決年月日	平成30年1月22日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成29年(行ケ)10055号		
<p>○ 「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布することにより公開することを目的として複製された文書・図面その他これに類する情報伝達媒体であって、不特定又は特定多数の者に頒布されたものをいう。</p> <p>○ 本件審決には、引用発明の認定及び一致点・相違点の認定に誤りがあるが、引用発明に周知技術を適用して本件発明1を想到することは容易であるから、容易想到性を認めた結論において正当である。</p>			

(関連条文) 特許法29条1項3号, 2項, 70条

(関連する権利番号等) 無効2015-800183号事件(本件審判), 特許第4653127号(本件特許権)

本件は、発明の名称を「オーガ併用鋼矢板圧入工法」とする原告が有する特許に係る無効審判請求事件について、特許を無効とした審決に対する取消訴訟である。原告は、取消事由として、進歩性判断の誤りを主張した。

本判決は、概要、以下のとおり判断して、原告の請求を棄却した。

「頒布された刊行物」とは、公衆に対し頒布することにより公開することを目的として複製された文書・図面その他これに類する情報伝達媒体であって、不特定又は特定多数の者に頒布されたものをいうところ、引用例1の動画が収録された媒体が、本件出願前に不特定の者に送付された事実が認められるから、引用発明1は、本件出願前に頒布された刊行物に記載された発明に該当する。

引用例1は、鋼矢板とオーガを同時に圧入する工法に係る映像であるところ、映像中に先行削孔位置図が静止映像として示されていることによれば、引用発明1では、先行削孔位置図に基づいて先行削孔が行われると認められる。先行削孔位置図中には、先行削孔「オーガ位置」として説明される赤の2点鎖線の円があるところ、これ以外に先行削孔位置を示唆する記載はないこと、先行削孔オーガ位置が鋼矢板を圧入するための先行削孔の位置であると矛盾なく理解できること、赤の2点鎖線の円の中心にオーガケーシングの中心が配置されるものであることによれば、赤の2点鎖線の円が先行削孔位置に該当する。

他方、赤の2点鎖線の円は、削孔の範囲が赤の2点鎖線の円の全域であることまで明示するものではなく、引用発明1は、「オーガによる掘削が前記2つの先行掘削した地盤と連続する」構成を備えていると認めることはできない。

したがって、引用例1には、「オーガによる掘削が前記2つの先行掘削した地盤と連続する」構成を備えない引用発明1'が開示され、かかる構成は、本件発明1との相違点1-3となる。

引用例 1 の先行削孔位置図には、先行削孔範囲を赤の 2 点鎖線の円の全域とするとともに、2 つの先行掘削の間をオーガにより掘削して、先行掘削した地盤と連続させ、鋼矢板を圧入する地盤の全域を掘削すること、先行削孔の径がオーガケーシングの径よりも大きいものを採用し得ることの示唆があるところ、硬質地盤では鋼矢板を圧入する地盤の全域を掘削すると圧入が容易になること、オーガケーシング径よりも大径なオーガヘッドとして、拡張可能なオーガを使用することは周知技術であり、これを適用して、「オーガによる掘削が前記 2 つの先行掘削した地盤と連続する」(相違点 1 - 3) ようにし、「鋼矢板を圧入する地盤の全域」(相違点 1 - 1) を掘削することは、容易に想到できたものである。

また、引用発明 1' は、2 つの先行削孔とその間の掘削をするものであるから、「圧入する鋼矢板の地盤の全域を少ない面積で掘削する」(相違点 1 - 2) 構成を実質的に有するものであり、かかる構成も容易に想到できたものである。

以上によれば、本件審決の引用発明の認定及び一致点、相違点の認定には誤りがあるが、本件発明 1 は、引用発明 1' に周知技術を適用して、当業者が容易に想到することができたものであるから、容易想到性判断の結論において正当である。